



# 山形県公報

令和2年12月15日（火）  
第164号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則……………（食品安全衛生課）…1221
- 旅館業法施行細則等の一部を改正する規則……………（同）…1225

### 告 示

- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…1228
- 一般国道の供用の開始……………（同）…同
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………（都市計画課）…1229

## 規 則

クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第70号

#### クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則

（クリーニング業法施行細則の一部改正）

第1条 クリーニング業法施行細則（昭和25年8月県規則第88号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中 「県証紙ちよ  
う付欄」 を 「県証紙貼付  
欄」 に、

「添付書類

- 1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し を
- 2 営業施設の構造設備を明らかにする平面図
- 3 営業施設の付近見取図 」

「備考

- 1 営業者が当該クリーニング業を譲渡したときは、当該クリーニング業を譲り受けた者は、「構造及び設備の概要等」の欄、「クリーニング師」の欄、「従業者数」の欄、「営業形態」の欄及び「指定洗濯物取扱いの有無」の欄に係る事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
- 2 次の書類を添付すること。ただし、営業者が当該クリーニング業を譲渡したときは、当該クリーニング業を譲り受けた者は、次の(2)及び(3)に掲げる書類のうち変更がない書類の添付を省略することができる。
  - (1) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
  - (2) 営業施設の構造設備を明らかにする平面図
  - (3) 営業施設の付近見取図
  - (4) 「構造及び設備の概要等」の欄、「クリーニング師」の欄、「従業者数」の欄、「営業形態」の欄及び「指定洗濯物取扱いの有無」の欄に係る事項の記載又は(2)及び(3)に掲げる書類の添付を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

に改める。

別記様式第3号の2の備考を次のように改める。

備考 1 営業者が当該無店舗取次店を譲渡したときは、当該無店舗取次店を譲り受けた者は、「営業区域」の欄、「従事者数」の欄、「クリーニング師」の欄、「指定洗濯物取扱いの有無」の欄及び「業務用車両の構造の概要」の欄に係る事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

2 次の書類を添付すること。

(1) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

(2) 「営業区域」の欄、「従事者数」の欄、「クリーニング師」の欄、「指定洗濯物取扱いの有無」の欄及び「業務用車両の構造の概要」の欄に係る事項の記載を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

別記様式第5号の3の備考第1項を次のように改める。

1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

別記様式第6号中「県証紙ちよう付欄」を「県証紙貼付欄」に、「第57条」を「(昭和22年法律第26号) 第57条」に改める。

別記様式第7号中「県証紙ちよう付欄」を「県証紙貼付欄」に改める。

別記様式第8号及び別記様式第9号中「県証紙ちよう付欄」を「県証紙貼付欄」に、

「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改める。

別記様式第10号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改める。

(興行場法施行細則の一部改正)

第2条 興行場法施行細則（昭和40年12月県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「省令」という。」を削る。

第2条に次の1号を加える。

(5) 次項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する書類

第2条に次の1項を加える。

2 法第2条第1項の許可を受けた興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、前項第1号から第3号までに掲げる書類のうち変更がない書類の添付を省略することができる。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

別記様式第1号中「はる」を「貼る」に、「保健所長 氏 名 殿」を「保健所長 殿」に、「代表者 氏 名」を「代表者氏名」に、「ので」を「ので、」に、「添付書類

1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

2 興行場の構造設備を明らかにする平面図（縮尺明記のこと。） を

3 興行場を中心とする100メートル半径の地域内の略図

4 営業用の建物及び敷地が他人の所有であるときは、所有者の承諾書」

「(注) 1 興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、上記3及び4に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

2 次の書類を添付すること。ただし、興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、次の(2)から(4)までに掲げる書類のうち変更がない書類の添付を省略することができる。

(1) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

(2) 興行場の構造設備を明らかにする平面図（縮尺明記のこと。）

(3) 興行場を中心とする100メートル半径の地域内の略図

- (4) 営業用の建物及び敷地が他人の所有であるときは、所有者の承諾書  
(5) 上記3及び4に掲げる事項の記載又は(2)から(4)までに掲げる書類の添付を省略する場合には、当該興行場営業を譲り受けたことを証する書類

に改める。

別記様式第2号（その1）中「保健所長 氏 名 殿」を「保健所長 殿」に、  
「住所及び 氏 名 「住所  
年 月 日 生」 を 氏 名 に、「から」を「ので」に、「お届けします」を「届

け出ます」に改め、同様式の注書第1項を次のように改める。

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

別記様式第2号（その2）中「保健所長 氏 名 殿」を「保健所長 殿」に、  
「代表者 氏 名」を「代表者氏名」に、「から」を「ので」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

別記様式第2号の別紙中「保健所長 氏 名 殿」を「保健所長 殿」に、  
「証明者住所及び 氏 名」を 「証明者住所  
氏 名」 に改める。

別記様式第3号（その1）中「保健所長 氏 名 殿」を「保健所長 殿」に、  
「代表者 氏 名」を「代表者氏名」に、「から」を「ので、」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

別記様式第3号（その2）中「保健所長 氏 名 殿」を「保健所長 殿」に、  
「代表者 氏 名」を「代表者氏名」に、「から」を「ので」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

（美容師法施行細則の一部改正）

第3条 美容師法施行細則（昭和40年12月県規則第90号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の備考を次のように改める。

備考

- 1 美容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、「理容所との重複開設」の欄、「作業室」の欄、「設備」の欄及び「従業者」の欄に係る事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
- 2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、美容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、次の(1)から(3)までに掲げる書類のうち変更がない書類の添付を省略することができる。
  - (1) 美容所の構造及び設備を明らかにした平面図
  - (2) 美容所付近の見取図
  - (3) 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣が指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
  - (4) 「理容所との重複開設」の欄、「作業室」の欄、「設備」の欄及び「従業者」の欄に係る事項の記載、
    - (1)から(3)までに掲げる書類の添付又は3の(1)及び(2)に掲げる書類の提示を省略する場合には、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 3 次に掲げる書類を提示すること。ただし、美容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、次の(1)及び(2)に掲げる書類のうち変更がない書類の提示を省略することができる。
  - (1) 美容師につき、美容師免許証又は美容師免許証明書
  - (2) 美容師である従業者の数が常時2人以上である場合は、管理美容師につき、管理美容師講習会修了証明書
  - (3) 外国人が開設する場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
  - (4) 法人が開設する場合は、定款又は寄附行為

別記様式第4号の備考第1項を次のように改める。

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

（理容師法施行細則の一部改正）

第4条 理容師法施行細則（昭和40年12月県規則第93号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の備考を次のように改める。

備考

- 1 理容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、「美容所との重複開設」の欄、「作業室」の欄、「設備」の欄及び「従業者」の欄に係る事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
- 2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、理容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、次の(1)から(3)までに掲げる書類のうち変更がない書類の添付を省略することができる。
  - (1) 理容所の構造及び設備を明らかにした平面図
  - (2) 理容所付近の見取図
  - (3) 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣が指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
  - (4) 「美容所との重複開設」の欄、「作業室」の欄、「設備」の欄及び「従業者」の欄に係る事項の記載、(1)から(3)までに掲げる書類の添付又は3の(1)及び(2)に掲げる書類の提示を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 3 次に掲げる書類を提示すること。ただし、理容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、次の(1)及び(2)に掲げる書類のうち変更がない書類の提示を省略することができる。
  - (1) 理容師につき、理容師免許証又は理容師免許証明書
  - (2) 理容師である従業者の数が常時2人以上である場合は、管理理容師につき、管理理容師講習会修了証書
  - (3) 外国人が開設する場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
  - (4) 法人が開設する場合は、定款又は寄附行為

別記様式第4号の備考第1項を次のように改める。

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

（食品衛生法の施行に関する規則の一部改正）

第5条 食品衛生法の施行に関する規則（昭和48年5月県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別記様式第9号中 「県証紙ちよう付欄」 を 「県証紙貼付欄」 に改め、同様式の備考中第7項を第8項とし、第3項

から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項を削り、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 営業者が当該営業を譲渡したとき、当該営業を譲り受けた者は、「営業設備の概要」の欄に掲げる事項に変更がない場合において、当該事項の記載を省略することができる。
- 3 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 新規申請の場合（営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、次のイに掲げる書類に変更がない場合に限り、当該書類の添付を省略することができる。）
    - イ 施設の平面図及び付近の見取図
    - ロ 製造方法の概要（製造業の場合に限る。）
    - ハ 水質検査成績書の写し（上水道以外の水を使用する場合に限る。）
    - ニ 登記簿謄本（法人の場合に限る。）
    - ホ 「営業設備の概要」の欄に掲げる事項の記載又はイに掲げる書類の添付を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
  - (2) 継続申請の場合
    - イ 現在交付を受けている食品営業許可証
    - ロ 水質検査成績書の写し（上水道以外の水を使用する場合に限る。）

別記様式第12号中 「県証紙ちよう付欄」 を 「県証紙貼付欄」 に改める。

別記様式第14号の2の備考第1項を次のように改める。

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

別記様式第18号から別記様式第21号までの規定中「から」を「ので」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

旅館業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第71号**

**旅館業法施行細則等の一部を改正する規則**

（旅館業法施行細則の一部改正）

第1条 旅館業法施行細則（昭和33年8月県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和23年政令第152号。以下「令」という。」を「昭和32年政令第152号」に、「規則」を「省令」に改める。

第2条第5号及び第3条中「規則」を「省令」に改める。

第7条中「別表第2第8項前段で」を「別表第2第8項本文に」に改める。

第8条を次のように改める。

（遊離残留塩素濃度の基準）

第8条 条例別表第2第8項本文に規定する規則で定める基準は、1リットル中0.4ミリグラム以上1.0ミリグラム以下とする。ただし、結合塩素のモノクロラミンを使用する場合は、1リットル中3.0ミリグラム以上とする。

第9条中「別表第2第8項後段」を「別表第2第8項ただし書」に改める。

別表第1中

|               |                       |   |
|---------------|-----------------------|---|
| 過マンガン酸カリウム消費量 | 1リットル中10ミリグラム以下であること。 | 滴定法                                     |
| 大腸菌群          | 50ミリリットル中に検出されないこと。   | 乳糖ブイヨン-ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法 |

を

|                        |   |                |
|------------------------|---|----------------|
| 全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量 | 全有機炭素の量が1リットル中3.0ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中10ミリグラム以下であること。 | 全有機炭素計測定法又は滴定法 |
| 大腸菌                    | 検出されないこと。   | 特定酵素基質培地法      |

に改める。

別記様式第1号中「県証紙ちよう付欄」を「県証紙貼付欄」に、「代表者 氏 名」を「代表者氏名」に改

め、同様式の備考を次のように改める。

- 備考 1 旅館業の営業者が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、上記2から4までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
- 2 次の書類を添付すること。ただし、旅館業の営業者が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、次の(2)に掲げる書類に変更がない場合に限り、当該書類の添付を省略することができる。
- (1) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- (2) 営業施設の構造設備を明らかにする図面（循環ろ過装置を設置する場合は、その循環の経路並びに旅館業法施行条例別表第1第4項第2号及び第3号の基準を満たすことが明示されたものであること。）
- (3) 旅館業法施行条例別表第1第3項に規定する場合は、同項に規定する水質の基準に関する検査の結果を証明する書類
- (4) 上記2から4までに掲げる事項の記載又は(2)に掲げる書類の添付を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

別記様式第2号（その1）中「県証紙ちよう付欄」を「県証紙貼付欄」に、「代表者 氏 名」を

「代表者氏名」に改め、同様式（その2）中「県証紙ちよう付欄」を「県証紙貼付欄」に、

「住所及び 氏 名」を「住所 氏 名」に改め、同様式の備考第1項を次のように改める。

年 月 日 生」 年 月 日 生」

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

別記様式第2号の別紙中「証明者住所及び 氏 名 ㊟」を「証明者住所 氏 名 ㊟」に改める。

別記様式第3号中「代表者 氏 名」を「代表者氏名」に、「から」を「ので」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

（公衆浴場法施行細則の一部改正）

第2条 公衆浴場法施行細則（昭和40年12月県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第3条第1項第19号前段」を「第3条第1項第19号本文」に改める。

第7条を次のように改める。

（遊離残留塩素濃度の基準）

第7条 条例第3条第1項第19号本文に規定する規則で定める基準は、1リットル中0.4ミリグラム以上1.0ミリグラム以下とする。ただし、結合塩素のモノクロラミンを使用する場合には、1リットル中3.0ミリグラム以上とする。

第8条中「第3条第1項第19号後段で」を「第3条第1項第19号ただし書に」に改める。

|       |               |                       |  |   |
|-------|---------------|-----------------------|--|---|
| 別表第1中 | 過マンガン酸カリウム消費量 | 1リットル中10ミリグラム以下であること。 | 滴定法                                    | を |
|       | 大腸菌群          | 50ミリリットル中に検出されないこと。   | 乳糖ブイヨン-ブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法 |   |

|                        |   |                |       |
|------------------------|---|----------------|-------|
| 全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量 | 全有機炭素の量が1リットル中3.0ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中10ミリグラム以下であること。 | 全有機炭素計測定法又は滴定法 | に改める。 |
| 大腸菌                    | 検出されないこと。   | 特定酵素基質培地法      |       |

別記様式第1号中「県証紙ちよ  
う付欄」を「県証紙貼付  
欄」に、「代表者氏名」を「代表者氏名」に

改め、同様式の注書を次のように改める。

- (注) 1 浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、上記3から5までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
- 2 次の書類を添付すること。ただし、浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、次の(2)から(4)までに掲げる書類のうち変更がない書類の添付を省略することができる。
- (1) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
  - (2) 営業施設の構造設備を明らかにする平面図及び断面図（縮尺が明記され、循環ろ過装置を設置する場合は、その循環の経路並びに公衆浴場法施行条例第2条第1項第17号ロ及びハの基準を満たすことが明示されたものであること。）
  - (3) 営業施設を中心とする隣接公衆浴場との距離及び付近300メートル半径の略図（縮尺が明記されたものであること。）
  - (4) 営業用建物及び敷地が他人の所有であるときは所有者の承諾書
  - (5) 公衆浴場法施行条例第2条第1項第16号に規定する場合は、同号に規定する水質の基準に関する検査の結果を証明する書類
  - (6) 上記3から5までに掲げる事項の記載又は(2)から(4)までに掲げる書類の添付を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

別記様式第2号(1)中「住所及び氏名を氏名に、「から」を「の」に、年 月 日生」を氏名 年 月 日生

「お届けします」を「届け出ます」に改め、同様式の注書第1項を次のように改める。

1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

別記様式第2号(2)中「代表者 氏 名」を「代表者氏名」に、「から」を「の」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

別記様式第2号(3)中「代表者の氏名」を「代表者氏名」に改め、同様式の別紙中

「証明者住所及び氏名」を「証明者住所 氏名」に改める。

別記様式第3号(1)及び別記様式第3号(2)中「代表者 氏 名」を「代表者氏名」に、「から」を「の」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中旅館業法施行細則第8条及び別表第1の改正規定並びに第2条中公衆浴場法施行細則第7条及び別表第1の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。
2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

告 示

山形県告示第831号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和2年12月15日から令和3年1月4日まで縦覧に供する。

令和2年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
2 路 線 名 287号
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

Table with 5 columns: 区 間, 旧新の別, 敷地の幅員, 延 長. It details road width and extension changes for National Route 287 in Yamagata City.

山形県告示第832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和2年12月15日から令和3年1月4日まで縦覧に供する。

令和2年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 287号
2 供用開始の区間 米沢市広幡町上小菅字茂右エ門前935番1から
同 大沢2741番まで



3 供用開始の期日 令和2年12月15日

**山形県告示第833号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

令和2年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種 類 長井都市計画道路事業

(2) 名 称 3・4・10号桐町成田線

2 施行者の名称

山形県

3 事務所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

5 告示年月日及び番号

令和2年12月8日 東北地方整備局告示第173号

令和2年12月15日印刷  
令和2年12月15日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県